

申告の種類		法人市民税の申告納付期限	申告様式
確定申告		事業年度・連結事業年度終了の日の翌日から2カ月以内	第20号様式
中間申告	仮決算による中間申告	事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内	第20号様式
	予定申告	事業年度・連結事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内	第20号の3様式
解散による清算 所得に係る申告	清算事業年度予納申告	清算事業年度(解散の日の翌日から1年の期間)終了の日の翌日から2カ月以内	第20号様式
	清算確定申告	残余財産の確定した日の翌日から1カ月以内 ※清算終了した場合は、事業開始等届出書も併せて提出	第20号様式
—	均等割申告	毎年4月30日(法人税法第2条第5号の公共法人、同法第2条第6号の公益法人等、認可地縁団体で収益事業を行わないもの)	第20号様式